

特定個人情報保護評価に関する規則(案)及び特定個人情報保護評価指針(案)に関する意見募集について

番号	寄せられた御意見等の概要	対応(案)	項目
特定個人情報保護評価に関する規則(案)			
1	共通システム／ファイルについては、事務単位ではなくシステム／ファイル単位で特定個人情報保護評価を行うこととすべき。規則に明記すべき。	説明	全体
2	本人数に重複がある場合、重複を確認するのは労力を要するのではないか。規則に明記すべき。	説明	全体
3	「全項目評価書」や、各評価書の記載事項について法令レベルで根拠等を設けるべきである。	説明	全体・第2条
4	特定個人情報保護委員会の承認の対象となる範囲を法令で明示的に規定すべき。	説明	第2条
5	「地方公共団体の長」と「地方公共団体の機関」の関係を明らかにし、「地方公共団体の機関」の範囲を再検討すべき。	説明	第2条
6	特定個人情報保護評価を実施する体制について、例えば、法律、業務、システム、セキュリティなどの専門能力を有するチームとするとともに、チームメンバーは、システムの設計構築を担当しないなど、専門性・中立性に関する要件を明確にすべき。	説明	第3条、第7条
7	過去に事故等の問題が発生していない大規模システムについてまで全項目評価を義務付けるのは地方公共団体への負担が大きいことから、全項目評価の実施主体を見直すべき。	説明	第4条
8	番号法第19条第12号で提供される特定個人情報について、特定個人情報保護評価における取扱いを明確にすべき。	説明	第4条
9	地方公共団体の実施する全項目評価における「学識経験のある者を含む合議制の機関」の機能、特に特定個人情報保護委員会との機能の分担を明記すべき。地方公共団体の報告書は誰も承認せず、意見を聞いただけで公表されることになり問題である。	説明	第7条
10	特定個人情報保護評価の再実施が必要となる条件に関し、より具体的に記述すべき。	説明	第15条
特定個人情報保護評価指針(案)			
11	国民や住民が、今回の番号制度創設において最も重大なリスクとして捉えられているのは、国家による個人情報の一元管理等の「情報統合」という点にある、したがって、個別事務毎の影響評価では評価しきれない、番号制度全体として、「情報統合」等によりプライバシーにもたらす影響を評価すべき。なお、米国、カナダ等の諸外国においては、制度全体に対する影響評価(PIA)を行っている。今回創設される番号制度は、税と社会保障分野、そして将来は一定の民間分野で、広く共通に利用することが検討されているものであるから、制度設計ができあがる前に、全体的な影響評価を行うことがプライバシー保障の上からも、事後の大規模なシステムの仕様変更を防止する上からも、必須である。	説明	第1
12	プライバシーに対する影響評価を可能な限り、全国一律で、質の高いものとして実施することにより、プライバシー侵害を可能な限り少なくするためには、その影響評価の原則を明確にしておく必要がある。例えば、米国では、プライバシー法を貫く8原則をベースにDHSプライバシーオフィスがDHS用に再定義したものと、「FIPPs(公正な情報取扱い8原則)」が存する。①透明性(Transparency)、②個人参加(Individual Participation)、③目的明確化(Purpose Specification)、④データ最小化(Data Minimization)、⑤利用制限(Use Limitation)、⑥データ正確性と完全性(Data Quality and Integrity)、⑦セキュリティ(Security)、⑧説明責任と監査(Accountability and Auditing)である。指針(案)においては、一定の配慮がされているが、保護評価の原則を明確化し、それに従って評価すべきことを明確にすべきである。そして、それらの中でも、目的明確化原則とデータ最小化原則は、特に厳格に適用すべきであり、特定個人情報保護評価の原則を明確化すべき。	説明	第1
13	「プライバシー」は法律的に曖昧な用語であり、特定個人情報保護評価指針で使うことは不適切である。特定個人情報の権利利益を保護するという表現に統一すべき。	説明	第1
14	特定個人情報保護評価は、諸外国で採用されているPIAに相当するという記述があるが、特定個人情報保護評価は、各国で実施するPIAのいずれとも大きく異なるフレームワークのため、日本特有の保護評価と考えられる。記述を修正すべき。	説明	第1
15	重大事故の例外となる「配送事故等」にネットワークによる情報流出は含まれるのか、具体的に示すべき。	解説追加	第2

番号	寄せられた御意見等の概要	対応(案)	項目
16	重大事故については、人数だけではなく、事件の深刻さによっても判断されるべき。	説明	第2
17	「特定個人情報の移転」が定義されているが、「移転」ではなく「評価対象業務外利用」とするほうが適切ではないか。	説明	第2
18	第三者が委託を受けて特定個人情報ファイルを保管している場合に当該第三者が評価実施機関となることを認めるなど、委託先を想定した評価実施体制について明記すべき。	説明	第3
19	「特定個人情報ファイルに関与する者が存在する場合は、協力するものとする。」とあるが、他の評価実施機関の協力方法について具体的に指針に明記すべき。	解説追加	第3
20	特定個人情報保護評価の対象となる事務、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務、特定個人情報の範囲、特定個人情報ファイルの単位(特に統合宛名管理システムで個人番号を保有する場合と個別業務システムが宛名情報の副本を持つ場合の相違について)、特定個人情報ファイルの対象人数の捉え方、その数値の根拠、評価実施の手順(特にリスク分析に関する手順)、特定個人情報保護評価の実施時期(特にシステム改修においてパッケージを採用する場合)について、より明確に記述すべき。	解説追加	第3・4
21	住民基本台帳事務のような基幹的業務や、高度な守秘義務が法で規定されている地方税事務などについては、人数にかかわらず基礎項目評価を行うこととすべき。	説明	第3・4
22	特定個人情報ファイルを取り扱う事務の対象人数が少ない場合でも、たとえば1年の内半分以上の期間で使用する等、定常的に特定個人情報ファイルを取り扱う場合は保護評価の対象とすべき。	解説追加	第4
23	重大事故の発生や重大事故の発生を知ったことを起算する日が不明確。しきい値判断に影響を与えることから、起算日を明確に規定すべき。	説明	第4・評価書
24	地方公共団体の実施する全項目評価における第三者点検に関して、審査基準、「専門性を有する」の客観的な基準、求められる審査の水準、評価結果のエビデンス等も提出する必要があること等を指針で具体的に示すべき。	説明	第5
25	公表することにセキュリティ上のリスクがある箇所について、公示(国民・住民等の意見聴取)の対象とすることは適切ではなく、その点を明確にすべき。	説明	第5
26	特定個人情報保護評価書の公表に関し、委員会が承認者となった場合は当事者となるおそれがあり、責任分担範囲を明確にすべき。委員会は、内容に関して責任を持つべきでなく、評価書の内容に関する責任は行政機関などの長とすべき。	説明	第5
27	制度開始当初に特定個人情報保護評価を実施するのみならず、国民・住民に対して、定期的(例:1回/年)な状況報告と公開を実施すべき。	説明	第5
28	少なくとも1年に1回の評価書の見直しについて、見直した結果と変更要・否の結果の報告・公表等を検討すべき。	説明	第5
29	個人の権利利益の保護は人数の問題ではないことから、対象人数等をしきい値とするしきい値判断結果により評価書のレベルを変えるべきではない。	説明	第5
30	計画管理書を公表する方向で検討すべき。	説明	第5
31	評価書を公示して広く国民の意見を求める場合、ホームページに掲載する方法を認めるべき。	規則・指針修正	第5
32	特定個人情報保護評価の実施時期(新規保有時)について、『要件定義段階まで』の解釈が曖昧になるので、『要件定義終了後』又は『要件定義確定後』等への変更を検討すべき。	指針修正	第6
33	指針公表後半年以内にシステムを開発する場合であっても、開発開始の条件に特定個人情報保護評価の実施を義務付けるべき。開発前の評価が困難である場合は、開始後の評価で指摘された事項についての対応ルールをあらかじめ定め、指針に盛り込むべき。	説明	第6

番号	寄せられた御意見等の概要	対応(案)	項目
34	評価項目の中には開発の開始後に対策が決定するものや運用開始後の保守期間に具体的な対策を検討するものも含まれる。特定個人情報保護評価の実施時期に柔軟性をもたせるべき。	説明	第6
35	システム開発着手後に特定個人情報保護評価の結果に伴う要件定義内容の変更が発生した場合、開発工期に影響が出る可能性がある。システム開発スケジュールにおいてこのような要件定義の変更をどのように吸収するか、考え方を明記すべき。	参考	第6
36	評価書公表後5年を経過する前に行う特定個人情報保護評価の再実施を管理するシステム的な仕組みを検討すべき。	説明	第6
37	評価実施機関が計画管理書や評価書等を委員会に提出した後の対応を具体的に定義する等の策を検討すべき。更に、システムの保管は、媒体等の進化によって、陳腐化(使用不能)する懸念があるので、これに対する備えも事前に検討すべき。	参考	第6
38	システム開発のスケジュールやコスト計画への影響に鑑み、特定個人情報保護委員会による承認にかかる標準処理期間を示すべき。	説明	第9
39	承認の対象としない特定個人情報保護評価書について、「必要に応じて」その内容を精査し、適合性及び妥当性について確認するものとされていますが、精査・確認の要否の判断基準を明確にすべき。	説明	第9
40	特定個人情報保護評価を実施する要件定義段階において、監査・教育・啓発について評価するのはおかしいのではないか。	説明	第9
41	個人情報の消去については、情報を消去するだけでなく消去した結果の確認が大切です。この観点から、情報の消去結果の具体的な確認方法等の追加を検討すべき。	説明	第9・評価書
42	複数の特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、リスク対策についてもそれぞれのファイルごとに記載すべきことを指針に明記すべき。	評価書修正	第9・評価書
43	特定個人情報ファイルを取り扱う事務プロセスに潜むリスクを網羅的に洗い出す必要があり、評価書・指針の見直しが必要である。	評価書修正	第9・評価書
44	指針(案)を策定・公表することによって、特定個人情報を取り扱う業務システムを構築する際には、あらかじめその取扱いに対するリスクを分析しその対応策を検討して開発に取り掛からなければならないということを、行政機関等のみならず一般事業者等にも知らしめる結果になったことは、意義あることと思う。 しかし、特定個人情報保護評価の承認に関し、エビデンスの提出を求めるべきであり、標準的な添付資料一覧表等の書式と事例を提示すべき。	説明	第10
45	特定個人情報の入手元が本人又は代理人以外の場合に、最初の入手元が本人に特定個人情報の利用目的等を明示していることを評価書で確認すべき。	参考	評価書
46	特定個人情報ファイルの記載項目は、分かりやすさ、セキュリティリスク、ソフトウェアベンダが持つ著作権等に鑑み、必要最小限の記載にとどめるべき。	説明	評価書
47	個人情報の漏えい、滅失又は毀損といった事故が発生した場合は、当該事故の概要、原因、再発防止措置等について、評価書において具体的に記述すべき。 1人分であっても個人情報の漏えい等があった場合は、しきい値判断に影響させるかどうかは別としても、評価書において説明すべき。 しきい値判断項目の重大事故に関して、「過去1年以内」は余りにも短か過ぎる。期間制限を設けないか、過去10年程度の期間に発生した重大事故について知る必要がある。 重点項目評価書及び全項目評価書の重大事故に関して、「過去3年以内」は短過ぎる。期間制限を設けないか、国民・住民が厳正な判断を行える妥当性のある期間とする方向で検討すべき。	説明	評価書
48	評価書は情報セキュリティ監査報告書に準じる構成にすべきである。また、システム構成、ファイル構成、業務フロー、システムリスク分析などのエビデンスを添付することを義務付けるべき。	説明	評価書
49	各様式の作成媒体が不明。効率化の観点から、電子ファイルとして作成・提出する方法も検討すべき。	規則・指針修正	評価書
50	評価書全般に、事前評価と既存システムに対する評価とが混在している。事前評価の項目と既存システムの運用に対する項目を分けて設定すべき。	説明	評価書
51	計画管理書及び評価書の作成者(部署だけではなく)とそれを承認した部署と人を明記する等の策によって、責任の所在をより明確にする方法を検討すべき。	説明	評価書

番号	寄せられた御意見等の概要	対応(案)	項目
52	計画管理書中、基礎項目評価と重点項目／全項目評価に「前回実施日」、「次回実施予定日」の項目があるが、「今回実施日」がない。実際の評価は、一定期間を要するため、「評価完了日」を記載する等の策を検討すべき。	説明	評価書
53	計画管理書に基づいて評価した結果の明確化のために、評価担当者名、評価結果、評価結果が悪かった場合の具体的な内容、評価結果の妥当性検証者名、具体的な改善策と計画について明記すべき。	説明	評価書
54	特定個人情報の紛失事故や漏洩犯罪等の事故を防ぐためにも、特定個人情報の提供・移転後の情報の取り扱いを明記する等の策を検討すべき。	評価書修正	評価書
55	情報提供ネットワークシステムとその他のシステムのリスクに大きな差異はないと考えられることから、「情報提供ネットワークシステムとの接続」について「提供」と別の評価項目とする必要はない。	説明	評価書
56	個人情報のセキュリティ上、保管は重要な要素であることから、特定個人情報の保管に関して、重点項目評価と全項目評価において評価項目に差異を設けるべきではない。	説明	評価書
57	請求者等の利便性の観点から、(重点項目評価書、全項目評価書と同様)基礎項目評価書に、特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、問い合わせ等を記載させるべき。	評価書修正	評価書
58	全項目評価書は、特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求に関して、請求促進策を記載することを求めているが、特定個人情報への本人のアクセス権が保障されていることを公知すれば足り、住民に積極的に開示請求を促すことは必要なく、評価項目として妥当でない。	評価書修正	評価書
59	倉庫業者、ホスティングサービス、クラウドコンピューティングサービス等、特定個人情報ファイルの内容を関知しない委託業者も、委託先として評価書に記載するのか明確にすべき。	説明	評価書
60	評価書内の項目の選択肢において、「課題が残されている」や「十分に行っていない」にチェックが付されることは妥当でなく、選択肢を見直すべき。	説明	評価書
61	評価書内の項目の選択肢における「特に力を入れている」「十分である」「課題が残されている」の判断基準を明確にすべき。	説明	評価書
62	評価書で、残存リスクを具体的に認識・列挙するとともに、残存リスクを許容した理由等を記述すべき。	評価書修正	評価書
特定個人情報保護評価に関する規則(案)、特定個人情報保護評価指針(案)共通			
63	条文が複雑であるため、もっと簡易な表現を用いるべき。また、全体的に定義の整理を行い、統一的でシンプルな定義を設けるべき。	指針・規則修正	
64	「どのような措置を講じているかを具体的に説明することにより、国民、住民の信頼を確保する」ためには、特に国民、住民の機微情報を収集、保存、活用している警察・治安機関や国税機関における情報保護評価を、漏れなく、確実に行うことが必須である。特に警察機関においては、平成26年1月15日に東京地方裁判所において判決が言い渡された「公安テロ情報流出被害国家賠償請求事件」において、判決では警視庁が保有していたデータであることを認定しており、警察組織において、このようなデータを、本人を特定する等のため、特定個人情報を含めて収集・保管・利用等することが予想される。なお、米国の国土安全保障省(DHS)やFBIなどの警察、治安機関においても、かなり詳細なプライバシー影響評価(PIA)を行っているのであり、日本においても確実に実施させるべきである。特定個人情報保護委員会の報告及び立入検査権が適用除外になっているところであるので(法第53条)、この情報保護評価等を漏れなく、確実に行っておくことが、ほとんど唯一の担保となるのであるから、これらの機関の評価書も、公示により著しい支障を及ぼす恐れがあると認めるときに限定すべき。	説明	
65	金融機関についてはその保有する特定個人情報の量に鑑み、行政と同等以上の安全管理措置を規定すべき。	説明	
66	一部に誤った又は不適切な用語、表現ぶりが見受けられる。法令等の通常の用例に従って用語、表現ぶりを修正すべき。	規則・指針修正	
67	1つの事業所の事業主が単独で設立した健康保健組合が使用者である企業自体と同一視できることから評価対象外とされるのであれば、企業年金基金についても同じ理由で評価対象外とされるべき。	説明	

番号	寄せられた御意見等の概要	対応(案)	項目
	その他		
68	特定個人情報保護評価の円滑な運用を実現させる観点から、総ての国民・住民に対して、社会保障・税番号制度と特定個人情報保護に関する教育と周知徹底を図る策を検討すべき。主体的に行動しない国民・住民に対しても、徹底した教育や周知を図ることが求められる。	参考	
69	社会保障・税番号制度の安心・安全・円滑な運用には、特定個人情報の紛失事故や漏洩犯罪等の未然防止が必須であり、これの具体的な策を検討すべき。個人情報取り扱い者に対して、個人情報保護の重要性を教育し、「誓約書」の提出を義務付けたり、「試験制度」を導入したりしてはどうか。	参考	
70	個人情報関連の重大事故が発生する都度、その事象と対応策・再発防止策をシステムデータベース内に登録し、再発防止策の進捗と実効性をシステムでしっかりと管理する仕組みを設けるべき。そして、その総てを国民・住民に開示して、共通番号制度の安心・安全・円滑な運用に向けた責任ある行動を積極的にアピールすべき。	参考	
71	評価実施機関から計画管理書や評価書等の提出を受ける委員会の組織・メンバー名・資格・資質(実力)等の明確な定義と公開等を検討すべき。	説明	
72	番号法第19条第14項に基づく特定個人情報の提供に関する制限(例外規定)の規則の今後の見通しを明らかにするとともに、内容によっては指針に反映すべき。	参考	
73	地方公共団体では、自己評価を行う職員、評価書について意見を聞く第三者点検の機関に適格な人材を得ることは容易でない。しかし、地方公共団体は膨大で、機微にわたる住民情報を保有しているものであり、漏えい等した場合の深刻な悪影響も甚大となることが懸念される。したがって、この影響評価は的確かつ確実にを行うことが必要である。国において、これを的確・確実にを行うことを担保するために、地方公共団体の第三者点検に対し国が人的・財政的支援を行うべき。	参考	
74	この保護評価の対象となる番号制度は、平成28年1月1日からの運用開始が決まっている。したがって、保護評価の基準や実施の仕方、体制の構築も含め、十分な事前の検討と準備をかけて行うことが必要であり、「スケジュールありき」で行うことは、将来に禍根を残すことになりかねない。行政機関等の全項目評価書の承認等を行う特定個人情報保護委員会の体制を可能な限り充実させるべき。	参考	
75	特定個人情報保護評価の対象となる特定個人情報ファイル及び特定個人情報とは別に、開示請求の対象となる特定個人情報を定義すべき。	説明	
76	治安管理・刑事捜査への特定個人情報の提供を禁止すべき。	説明	
77	いわゆるマイナンバー法は、官僚が「ためにする」ものであり、さらには無益で且つハイリスクなので、これに係る業務を即刻中止するよう強く求める。公僕として国民一人ひとりの目線で仕事をされたい。	参考	